

(参考) 1箇月の拘束時間の延長に関する協定書 (例)
(隔日勤務のタクシー運転者)

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇 (〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇) は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第2条第2項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者とする。
- 2 地域的事情その他の特別の事情がある場合、1箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。
各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
270 時間	262 時間	265 時間	265 時間	262 時間	262 時間	262 時間	262 時間	267 時間	270 時間	262 時間	267 時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印